

## 「(次期)北九州市障害者支援計画」の策定について

### 1 計画の性格・位置づけ

#### (1) 本市における障害福祉施策に関する計画

現行の「北九州市障害者支援計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、国の動向などを踏まえた令和6年度を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定し、今後の本市における障害者施策の推進のための指針とするもの。

#### (2) 基本計画での位置づけ

市の基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランに基づく障害福祉分野の計画

### 2 (次期)北九州市障害者支援計画の概要

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
<b>(次期)北九州市障害者支援計画(仮称)</b> ○ 「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」を包含(※計画期間については検討予定)				
<b>市町村障害者計画</b> ○ 計画期間：令和6年度～令和10年度 ○ 本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般(福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等)について幅広い分野の事項を規定 ○ 障害計画の事業目標の設定				
<b>市町村障害福祉計画</b> ○ 第7期 令和6年度～令和8年度 ○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定 <b>市町村障害児福祉計画</b> ○ 第3期 令和6年度～令和8年度 ○ 児童福祉法に基づく障害児の支援の提供体制等を規定				
※国において、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の計画期間については、これまでどおり3年を基本としつつ柔軟な設定をすることを可能とする方向で調整中。				

### 3 計画の策定について

- (1) 策定にあたっては、国の定める第5次障害者基本計画や、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針を踏まえ、本市の実情を反映させたものとする。
- (2) 北九州市障害児・者実態調査の調査結果、「北九州市施策推進協議会」での協議を基本に「北九州市障害者自立支援協議会」などの既存の各協議体を活用し議論を行っていくとともに、障害者団体等からの意見を参考にしながら検討を進めていく。

### 4 計画策定のスケジュール(予定)

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| ○ (次期)北九州市障害者支援計画(素案)の作成    | ・・・～令和5年11月 |
| ○ 保健病院委員会への報告(計画素案)         | ・・・令和5年12月  |
| ○ パブリックコメントの実施              | ・・・令和5年12月  |
| ○ 保健病院委員会への報告(パブコメ結果、計画最終案) | ・・・令和6年3月   |
| ○ 計画の実施                     | ・・・令和6年4月～  |
| ○ 本会議への報告(計画)               | ・・・令和6年6月議会 |